

広島県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

平成三十一年二月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
病院	医療法人ピーアイエー 介護医療院ひいろ	広島市佐伯区坪井三丁目 818番地の1	平成31年2月19日
病院	山崎病院介護医療院	広島市東区上温品一丁目 24番9号	平成31年2月19日
病院	安田介護医療院	竹原市下野町3136番地	平成31年2月19日
病院	医療法人社団八千代会 八千代病院介護医療院	安芸高田市八千代町勝田 448番地	平成31年2月19日
病院	医療法人社団八千代会 安芸高田やちよクリニック	安芸高田市八千代町勝田 448番地	平成31年2月19日
病院	メリィホスピタル	広島市安佐南区大塚西三 丁目1番20号	平成31年2月19日
老人ホーム	特別養護老人ホーム 第 二光明	広島市東区牛田本町六丁 目1番1号	平成31年2月19日
老人ホーム	特別養護老人ホーム あ けぼの寿老園	広島市東区曙一丁目1番 28号	平成31年2月19日
老人ホーム	特別養護老人ホーム 矢 野	広島市安芸区矢野西三丁 目1番11号	平成31年2月19日
老人ホーム	特別養護老人ホーム リ アライブ高陽	広島市安佐北区真亀一丁 目1番8号	平成31年2月19日